

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 2 回定例  
4 月 14 日（月）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 4 月 14 日に教育委員会第 2 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 4 月 14 日 (月) | 開会           | 10 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 11 時 30 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員                  | 興 直 孝        |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 水 元 敏 夫              | 教育監          |           |
|   |           | 池 田 和 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 高 橋 雄 幸              | 健康安全教育室長     |           |
|   |           | 山 本 知 成              | 教育政策課長       |           |
|   |           | 中 川 好 広              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 平 松 明 子              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 林 剛 史                | 義務教育課長       |           |
|   |           | 渋 谷 浩 史              | 高校教育課長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育課長     |           |
|   |           | 北 川 清 美              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 増 田 曜 子              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 福 永 秀 樹              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 義務教育課人事監     |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第 2 号・第 3 号・第 4 号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 3 は了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員に願います。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第4号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第4号議案を非公開とする。

## 【事故の報告】

教 育 長： 会議に先立ち、交通事故の報告をさせていただきます。  
先週4月10日の朝、沼津市立片浜小学校5年生の鳶野瑛斗君が交通事故で亡くなるという痛ましい出来事が起きてしまった。加害者が中学校の教員であることもあって、我々も強い衝撃を受けている。今後、この事故の原因や背景を解明する中で、再発防止に向けて、市町教育委員会と連携しながら、一致団結して努めていかねばならないと考えている。なお、本日10時から御葬儀が行われており、ここで改めて鳶野瑛斗君の御冥福をお祈りしたい。我々がこの事故を一つの教訓として、何をすべきかこれからも考え続けることが、鳶野君への供養になるのではないかと思うので、皆様から御意見をいただきながら安全対策に努めていきたい。

興 委 員： 被害にあわれた鳶野瑛斗君の御葬儀には、教育関係者としてはどのような人が参列されるのか。

義務教育課長： 御葬儀には、被害児童が在籍する片浜小学校からは校長、担任、教務主任の3人が参列させていただき、当該小学校の児童の参列については保護者の判断に任されている。また、加害者が勤務する富士南中学校からは、校長、教頭、富士市教育委員会担当者の3人がお伺いする予定であるが、葬儀場に入れないことも想定されるので、その際は場外より御冥福をお祈りすることになる。

興 委 員： 今後の対応が重要である。加害教諭は新任地に赴任した直後であり、転勤によって自宅からの通勤距離が35キロメートル以上で、通勤時間も1時間を超えていたということだが、教職員の通勤に関する規則はどうなっているのか。

義務教育課人事監： 通勤に関する規則等は特には定めていない。この加害教諭については、函南中学校からの異動であったが、富士市に実家があるので本人が希望したものであり、5月には富士市内への引越しも予定していた。

興 委 員： 個別の事情については了解したが、通勤時間については、教職員の疲労との関係で、通勤手当の支給や自家用車通勤の許容についても含め、

再発防止の一端として再度検討してほしい。

委員長： 後日、加害教諭の処分についての審議が行われるので、その際にはこれからの再発防止に向けてどのようなことが必要なのか、具体的に例を挙げて説明してほしい。

溝口委員： 具体的な事故原因究明についても早く対応してほしいが、静岡県は広いので自家用車通勤をしている教職員も多く、片道 35 キロメートル前後の通勤も珍しいことではない。

ただ、勤務状況の見直しも必要だが、時期の問題もある。引継などあって多忙で慣れないことも多く、プレッシャーやストレスも重なる時期の不注意である。個人のコンディションが悪かったのではないかと思うが、一般的にもリスク因子が重なる時期をどう乗り越えるかを含め、具体的な策を講じてほしい。

委員長： この問題については、小学校や中学校以上に高校の場合は広域の異動となり、通勤に 1 時間以上かかる教職員も多くなっている。そのことも踏まえて、次回の審議の際には個人の処分の問題とは切り離して、議論していきたい。

## 第 2 号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

## 第 3 号議案 静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

委員長： 議案書 1 頁「第 2 号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」及び議案書 5 頁「第 3 号議案 静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 議案についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 別紙資料として昨年度の定例会の議案と報告事項が一覧表でまとまっており、非常に分かりやすくありがたい。

ただ、この資料 4 頁の 71 番「平成 25 年度末教職員人事異動」は委任や専決の欄が「 」の表示であるが、「 」となった経緯は体罰など懲戒に関わる教員によるもので、委任にならないということか。

教育総務課長： 教職員の役職者以上の異動は議案として議決が必要であるのに対し、一般職員については報告事項でよいとされているが、そのときはすべて議案であったので「 」と表示した。

斉藤委員： そうであれば、資料 3 頁の 15 番「教職員人事異動」は、委任と専決の欄がともに「 x 」になっているが、それはなぜか。

教育総務課長： この 15 番の議案は、役職者の異動に関するものだからである。

興委員： 確認だが、71 番「平成 25 年度末教職員人事異動」は、役職者以外については審議事案にする必要はなかったが、役職者の異動と併せて審議事案として提出したということか。

教育長： このときに一括して提出し、審議したということである。

- 興委員： 個別の案件についても説明したのか。
- 委員長： 体罰の処分などに関わった教職員については、個別に説明してもらって審議した。その結果、特定の教職員については「異動させたほうがよいのではないか」などの意見があったが、その他の一般の教職員については特に意見は出なかった。
- 興委員： 念のため、表の上部に「 」の意味を表記してはどうか。
- 委員長： 興委員の御指摘のとおり「 」の規定が曖昧なので、分かりやすくしていただきたい。他に意見はあるか。
- 溝口委員： 基本的には教育長専決としてよいものでも、特異な事例については審議する必要が出てくることがあるので、その線引きが難しい。
- 興委員： 「当該事案は」ということでいいのではないかと。委員長が言われたようなケースで、全体が審議として提出されている案件についても、特別な事情がある人に着目して審議が進められるようにしたい。
- 委員長： この委任等に関する規則については、これまで協議会等でも議論し、今回が最終の審議となるので、委員の皆さんから一人ずつ御意見をいただきたい。
- 高橋委員： 議案と報告事項が一覧表にまとめられて分かりやすくなった。ただ、委任や専決の根拠が一般的には分かりにくいので、もう少し具体的にして分かりやすくまとめてほしい。この規則制定をきっかけに、定例会の議案が精査されるといいと思う。
- 興委員： 別紙資料5～7頁の報告事項一覧に「情報提供A」と「情報提供B」があり、「A」は説明を要するが、「B」は基本的には承知したとして審議を進めるということであった。時間の節約が図られ、戦略的な審議とするのが、規則制定の本来の趣旨である。制度は作ったとしても具体的な事案をどうするかが大切なので、実施ながら工夫していくことをお願いしたい。
- 資料8頁の委員協議会については、情報共有として協議会だけで終わっているものもある。協議会は公開・非公開に大きな差はなく、公開もプレスの人に公開しているということにすぎない。ホームページ等で議事録を公表しているわけではないので、一般県民には公開されていないので、機会を改めて、協議会の存在意義についての議論が必要である。「静岡県教育委員会会議規則」の資料を読むと第4条に定例会や臨時会の規定はあるが、協議会については触られていないので、存在が曖昧な協議会を、組織論として見直しをしていくことが必要である。
- 斉藤委員： 今回の規則制定の趣旨が、定例会の議論を中長期的により実りあるものとするところにあるので、この制定は良いことだと思う。ただ、教育長に専決させることができる議案が、昨年度の議案78件中12件しかないのは意外と少ないと感じるが、実際に会議を進めていく中で、情報提供も口頭での説明から紙の配布のみに移行していくということもある。これから徐々に定例会の論議の密度が濃くなっていくと思うの

で、今回はスタートとしては良いと思う。

溝口委員： 昨年の議案の一覧表の資料によって、我々も見直しができる。来年度もレビューを行って、効率よく会議を進めていきたい。

委員長： これは一つのスタートである。規則は絶対に変えられないというものではないので、そのときそのときの状況や環境に応じて変えていくという前提で、今回の規則案を受け入れる。ただ、重要な案件と些事の区別が難しく、些事だと判断して見過ごしたことが、児童の生命に関わる重大な結果につながることもある。教育現場の人がセンシティブに、些細なことが重大な事態につながることを意識において想像力を持って対処していただければ、ルールはルールとして教育委員会の中で実のある議論ができると思う。

興委員： 先ほどの交通事故についてであるが、後日の処分の際に教職員の通勤状況の見直しをすることであったが、再発防止のためのアクションは、今日・明日にでも起こしてほしい。処分するときでは遅い。緊急を要する可能性のある事案については、個別事案を契機にむしろ積極的にアクションを起こすべきである。事故を今後に生かしていくために、真摯に取り組んでほしい。

委員長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第2号、第3号議案を原案どおり可決する。

#### 報告事項1 第4回学力向上対策本部会

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 第4回学力向上対策本部会」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： この別紙資料の4頁は、昨年末の県議会文教警察委員会との意見交換会の場にも提出された。このような取組が行われたことはわかるが、むしろ効果の検証が大切である。政策論として脈絡がどうつながっているのか、今後はどう生かしていくのかが見えない。戦略的な仕組みに見えるよう、今回設置されている本部会で、議論を戦わせてほしい。私自身も参加して議論をしたいと思っている。

また、学力向上対策本部長が教育次長から教育監に変わったが、教育次長と教育監の責務について考えたとき、教育監が本部長として適切か疑問に感じる。教育次長の持つ政策的な立場が希薄になってしまっただけでは、これまでの本部の機能と同等のものとなっているのか分からない。新しい組織の紹介だけでなく、4月11日の本部会でどのような議論がなされて、どのような問題点が顕在化されたか、報告いただきたい。

かった。

委員 長： それでは、新たに本部長となった教育監から、学力問題に取り組んでいく思いを表明してほしい。

教育 監： 先日の本部会で「学力・学習状況調査を採点して分析する」と言ったが、データ解析を市町教育委員会のレベルや学校のレベルそれぞれで価値のあるものとする必要があり、ただ統計をとっただけでは意味がないので、その見通しをしっかりとるように伝えた。

もう一つ、政策的な意味合いという御指摘もあった。本部会の役割にはいろいろあると思うが、とりあえずは4月22日に本年度の調査が行われるので、それを踏まえて、結果の検証も政策的に行っていく。その検証の中で、本部会の位置付けや今後の政策についても、チェックできると認識している。

委員 長： 実際に学力・学習状況調査を行うのは、各市町教育委員会と市町が設置する学校なので、県としてはその結果を踏まえて、どういう連携を組んでいくのか、そこを対応してほしい。昨年度の成績が悪く、今年になってすぐに結果が向上するかは分からないが、市町の取組にもそれぞれ濃淡があり、その濃淡の差でどれくらい結果が違ってくるのか、静岡県に適している学習の仕方はどのようなものか、その結果について本部会で整理した上で、参加している市町に伝えていくことが大切である。

興委 員： 本部長である教育監には、設置要項に基づく本部長としての職責を果たしてほしい。ただ、本部がこれでいいのかどうか、それを本部長に判断させるのは荷が重いと思う。それを考えるのは県教育委員会自身の仕事である。すでに設置済みではあるが、本当にこれで十分機能するのか、冷静な目で判断したい。そのためには、具体的な措置として「ここまで進んでいる」ということを定期的に報告してほしい。

委員 長： 学力の問題については、県民の関心も高いので、密な報告をお願いしたい。

溝口委 員： 学力向上は、新設の教育監の顔が一番見えやすいミッションであり、教育監の責務が最も反映されるプロジェクトなので、期待している。ただ、今回の学力向上問題は小中学校の学力・学習状況調査を対象にしているが、我々の本来の意図は学力・学習状況調査の点数を良くすることではないので、教育監のこれまでの高校教員としての経験を生かして、現場に基づき義務教育から高等教育までつなげる視点で、成果を挙げてほしい。

教育 監： 承知した。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 「地域とともにある学校」の推進～コミュニティ・スクールの導入促進～

委員長： 報告事項2頁「報告事項2 「地域とともにある学校」の推進～コミュニティ・スクールの導入促進～」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 磐田市が導入したことで、規模も大きくなり、協議会などサポートなど具体的な支援が見えてきて良いと思う。

一方、御前崎市の場合は、学校数はまだ研究段階であり、具体的に参入しているのは御前崎中学校だけということか。

義務教育課長： そうである。まだ導入するかどうかの前の段階である。ただ、学校地域支援本部などにはすでにあるので、これまでの取組を検証しながら、コミュニティ・スクールとして衣替えできるかを検討しているところである。

義務教育課人事監： 今の説明に補足すると、中学校区ごとに検討しており、御前崎中学校区、浜岡中学校区で検討し、それを市が取りまとめている段階である。

溝口委員： 小学校と中学校の連携か。

義務教育課人事監： 幼稚園も含めて連携している。

委員長： 地域コミュニティが比較的しっかりできあがっている郡部では、特にコミュニティ・スクール推進を呼びかけなくても、それと同じような活動はすでに行われている。コミュニティ・スクール推進のためには、むしろ郡部ではなく政令市のように、同じ校区に雑多な人がいて、利害関係が一致しないような地区で、コミュニティ・スクールを設置することがより重要である。その意味では、静岡市や浜松市に働きかけて進めていくことが大事ではないかと思う。

義務教育課長： 全国的に見ると、実際に大都市で、域内全部の学校をコミュニティ・スクールとして指定しているところもある。例えば東京都世田谷区では、93の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定している。また、よく先進地域として挙げられる京都市では、市内全部ではないが190校を指定している。

委員長の御指摘のとおり、郡部のように地域コミュニティが確立しているところではなく、住民の流動性が高く、市民活動への意識が高い中でなかなか地域コミュニティのつながりが希薄である都市部のほうが、コミュニティ・スクールになじむという分析結果もあるので、それも含めて検討していく。

興委員： 世田谷区や京都市、磐田市などのように、うまくいっているところで、なぜうまくいっているのかの事例の進行状況を解析することが重要である。単にうまくいっているという報告にとどまらず、進行状況を明らかにして紹介してほしい。

学校長が学校を運営するこれまでの学校評議員制度と異なり、学校運営協議会制度は地域に開かれた学校運営を目指している。今の評議



員制度で出来上がっている文化が良いというのではなく、それをもう一步、より良くするシステムが立法措置として講じられたのである。そのため、成功事例を解析して、静岡県に生かしていくことが必要である。

そして、具体的な提案であるが、コミュニティ・スクールがなぜうまく広がっていかないかという点、学校運営協議会に学校人事の要請があるので忌避されているという事情がある。そうであるならば、ネックとなる部分を一時的に中止して、つまり人事の部分を除外して、協議会のセミ版のようなものを作ってはどうかと思う。学校長がトップではなくメンバーの一人となる形式での学校運営協議会の案がなぜ法律が入ったかの判断が必要かと思うので、単に報告だけでなくその説明が期待される。

溝口委員：なぜ磐田市でうまくいっているかの理由だが、その住民としてPTA活動や評議会のあり方を実際に参加してみて感じるのは、地域の祭りと消防で、祭りが自治体の役割に結びついているからである。祭りが盛んな地域では、地域コミュニティが確立しているので関わりやすい。逆に大都市など祭りが希薄な地域では、コミュニティ・スクールをきっかけに地域の連携を図れることが、コミュニティ・スクール制度を推進する原動力になっていくと思う。学校現場では否定的なイメージを持たれているコミュニティ・スクールであるが、積極的な事例を挙げながら推進してほしい。

興委員：すでに静岡県教育委員会として、教育長の名でコミュニティ・スクールを推奨するという文書が出されている。しかし、具体の対応がなかなか取られておらず、昨年からは事例を紹介する取組がなされている。その際に、「学校運営協議会制度がなくても、これまでの評議員制度が良いので、わざわざ制度を変更しなくても現行の評議員制度で十分担保されている」という説明ではなく、なぜ運営協議会が重要なのかを解析すべきである。コミュニティ・スクールの問題点を顕在化させる必要はあるが、現行の制度で良いとするのではなく、政策的にコミュニティ・スクールの重要性を訴えることが教育委員会の責務だと思うので、真摯に取り組むことを期待したい。

委員長：コミュニティ・スクールを推進していくことを言い出したのは教育委員会であり、昨年来、教育長にお願いしている。あとはもう少しスピードアップして取り組んでほしいと思う。

他に異議はないか。

全委員：（特になし）

委員長：報告事項2を了承した。

### 報告事項3 平成25年度第2回青少年教育施設等安全対策委員会結果報告

委員長：報告事項3頁「報告事項3 平成25年度青少年教育施設等安全対策

委員会結果報告」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 3月18日の安全対策委員会には私と興委員が参加したので、興委員から感想を含めて報告してほしい。

興委員 員： 三ヶ日青年の家の指定管理者のあり方の問題であるが、この施設の教育内容については教育委員会の所掌である。そうであるならば、もっと教育委員会として教育内容を検討しないといけない。指定管理者が丸抱えに近い形でやっているとするれば、教育委員会の責任の問題である。やはり教育施設として意味を持たせるのであれば、指定管理者の丸抱えとするのではなく、県教育委員会の人事問題として取り組んでいくべきであると思う。

また、事業の引継は、これまでの指定管理者から新しい指定管理者に行われたが、本来であれば指定管理者を指定した当事者に戻すべきであるので、県教育委員会に引継をしてもらい、新しい指定管理者には我々から引き継ぐべきだと思う。そのような契約のあり方も含め、冷静な目でこの問題をもっと真剣に考える必要がある。

委員 長： 三ヶ日青年の家で残念な事件が起こってしまったため、我々は三ヶ日にかかりきりになっているが、三ヶ日青年の家の他にも教育施設はあり、それぞれ施設によって危険の度合いや運用の仕方が異なっている。これからは焼津青少年の家、観音山少年自然の家、富士山麓山の村なども視察してみたいので、その機会を作してほしい。

さて、他に異議はないか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

#### **報告事項 平成26年5月の主要行事予定**

委員 長： 報告事項4頁「報告事項 平成26年5月の主要行事予定」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 報告事項を了承した。

#### **【会議の非公開】**

委員 長： ここで会議を非公開とする。

#### **<非>第4号議案 静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命**

非公開

【閉会】

委 員

長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 26 年度第 2 回教育委員会定例会を閉会とする。